

白馬村部活動ガイドライン

平成30年 5月 策定

平成31年 3月 改定

令和 元年 12月 改定

白馬村教育委員会

はじめに

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきました。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の醸成に資するなど、教育的意義は非常に大きいものです。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。

とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は困難になっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

本村においても、教職員の勤務時間の縮減は課題となっており、特に中学校教員においては、その要因の一つとして部活動指導における時間があげられています。

本ガイドラインは、生徒の健全育成と、教員の働き方改革につながるよう、活動日数や時間を含め、総合的に部活動のあり方を見直すための指針として示すものです。

本ガイドライン等を踏まえ、部活動の指導・運営に関する体制が構築され、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現がなされることを期待します。

平成30年5月23日

白馬村教育長 平林 豊

－目次－

I 学校教育活動としての部活動の役割

- 1 部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 部活動の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 部活動の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 部活動の適正な運営に向けて

- 1 教育員会が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 学校が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 休養日及び活動時間の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

I 学校教育活動としての部活動の役割

1. 部活動の意義

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、健康で豊かな人生を送る礎となる大切な機会である。

体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図るだけでなく、異なる年齢の集団による活動を通して、生徒の自主性や規範意識、社会性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、生活意欲や学習意欲を高め、保護者や地域から期待される生徒の健全育成の場としても重要な役割を果たしている。

2. 部活動の位置付け

部活動は、中学校の学習指導要領において、その教育的意義から「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」と記されている。

これを受け、中学校においては、部活動を教育活動の一つとして位置づけ、実態に合わせた効果的かつ計画的な指導を進めている。

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

第1章総則の第1の2の に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

3. 部活動の現状と課題

今日の学校においては社会・経済等の大きな変化により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校と教員だけでは解決できない課題が増えている。近年、教育内容が増加し、生徒と教員にとっては、ゆとりのない学校生活となっている。

少子化が進行し、教員数も減少する中、部活動については従前と同様の運営体制で維持することは困難であり、生徒・教員の現状と課題を整理し、取り組みを改善する必要がある。

生徒の現状と課題

適切な休養や休憩を伴わない活動は、生徒の心身に、様々な弊害を生む。そのため、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した部活動運営が求められる。

- ・朝練習等の実施により、生徒の睡眠不足に伴う授業への影響が懸念される。
- ・運動部活動において、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害と学習時間確保の困難さが懸念される。

教員の現状と課題

部活動における練習時間により、顧問教員の勤務時間が増え、子どもと向き合う時間の確保が難しくなり、競技経験のない部活動の顧問を任せられ負担に感じる教員がいるなどの課題が発生している。そのため、部活動の運営の見直しを行い、抜本的な適正化を推進する必要性が高まっている。

- ・中学校教員の勤務時間は非常に長く、その中でも部活動の指導時間が長い。
- ・教員が放課後の部活動指導に時間を割かれることで、授業準備、生徒との個別面談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携を図る上で支障となる。
- ・運動部活動顧問のうち、部活動の競技経験がない教員が多数を占めている。
- ・土日で開催される大会等の引率は教員が行っており、休日が取れない状況となる。また、審判等の大会運営業務も教員が担う場合が多い。

II 部活動の適正な運営に向けて

1. 教育委員会が実施する施策

1-1. 白馬村立小中学校における部活動ガイドラインの策定

- (1) 教育委員会は、スポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「総合的ガイドライン」という。)及び長野県教育委員会が作成した「長野県中学生期のスポーツ活動指針改定版」(以下、「長野県改定指針」という。)を基に、白馬村部活動ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を策定する。
- (2) ガイドラインの策定に当たっては、総合的ガイドライン及び長野県改定指針で示された休養日及び活動時間の基準を踏まえて、村として休養日及び活動時間等の基準を設定する。
- (3) ガイドラインにおける部活動とは、スポーツや文化及び科学等、中学校において教育課程外の活動として実施する全ての部活動について適用する。
- (4) 小学校における中学校の部活動と同様の活動についても部活動に準ずるものとし、ガイドラインを準用する。

1-2. 社会体育団体との連携

- (1) 教育委員会は、部活動における指導の充実を図るため、社会体育団体及びスポーツ関連団体と連携し、協力体制を整備する。

1-3. 部活動指導員の任用

教育委員会は、白馬村立白馬中学校部活動指導員設置要綱の規定に基づき、学校の部活動の技術指導の補助を行い、部活動の充実を図るため、校長の求めにより教員以外で専門的な実技指導力を備えた者(部活動指導員)を任用する。

2. 学校が実施する施策

2-1. 部活動の設置

- (1) 校長は、学校規模等を鑑み、必要に応じて適正な部数についての検証を行う。
- (2) 部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、校内で協議し校長が決定する。その際、他校との合同チーム編成の可否についても検討し、保護者の意向についても配慮する。
- (3) 新たな部活動の設置を検討する場合は、生徒のニーズを精査し、周辺校の該当部活動設置状況や長期的な存続の可能性等を校内で協議した上で、校長が決定する。

2-2. 学校の部活動に係る活動方針の策定

- (1) 校長は、ガイドライン及び長野県改定指針に則り、毎年度、「学校部活動に係る活動方針」（以下、「活動方針」という。）を策定し、4月末日までに学校ホームページ等で公表するとともに、教育委員会へ報告する。
- (2) 活動方針の策定に当たっては、ガイドライン及び長野県改定指針に示された休養日及び活動時間の基準に則るものとする。

2-3. 部活動計画の作成

- (1) 年間活動計画の作成
部活動顧問は、年間を通してどの時期にどのような活動を行うかを明らかにし、校長に年間活動計画を提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は年度当初に行う。
- (2) 月間活動計画の作成
部活動顧問は、年度当初に作成した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

2-4. 事故防止及び健康管理

- (1) 校長は、施設・設備の安全点検を定期的に行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- (3) 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (4) 校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。
- (5) 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、

健康状況に対応するものとともに、生徒に体調管理の重要性について指導する。

- (6) 部活動顧問は、事故が発生した場合、速やかに校長に報告し、応急手当を施す。校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる

2-5. 校外における活動

- (1) 部活動顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した活動報告書の提出など所定の手続きを確実にし、予め校長の承認を得る。
- (2) 部活動顧問は、校外で活動する場合の生徒の安全確保に向けて、次のことについて具体的に指導する。
- ① 移動の安全確保を図ること。
 - ② 移動中及び活動場所におけるマナー、ルールを遵守すること。
 - ③ 他校の生徒とのトラブルや盗難事故の防止に配慮すること。
- (3) 部活動顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、生徒に付き添い、安全指導を徹底する。

2-6. 部活動指導員の活用

校長は、各部活動の技術指導の補助を行うことにより部活動の充実を図るため、教員の勤務時間縮減のため、部活動指導員の任用について、教育委員会に申し出ることができる。

2-7. 顧問の指導力向上

- (1) 指導力向上に係る研修会に積極的に参加し、指導力向上に努める。
- (2) 担当部活動の競技経験等のない教員については、他校との部活動の交流を積極的に行い、他校の指導者から指導方法について積極的に学ぶ。
- (3) 運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をすること。文化部顧問についても、同様に効果的な取り組み方法を工夫すること。
- (4) 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

2-8. 保護者・地域との連携

- (1) 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得る。
- (2) 部活動の様子を保護者に発信し、理解を得る工夫をする。
- (3) 部活動運営上で経費が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付する等し、理解を得る。

3. 休養日及び活動時間の基準

3-1. 休養日について

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保とともに、教員の勤務負担軽減の視点から次に掲げる事項について休養日の基準とする。

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。
- (3) 学校閉庁日は、休養日とする。
- (4) 一定程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズンを計画的に設定する。
- (5) 各校で設定する試験開始日前から終了までの一定期間は、休養日とする。

3-2. 活動時間について

各部活動の運営については、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう、次に掲げる事項について活動時間の基準とする。

- (1) 平日は2時間程度とする。
- (2) 授業時間が半日の場合、長くとも3時間程度とする。
- (3) 週末(土曜日、日曜日、祝日等)は長くとも3時間程度とする。
- (4) 長期休業中は長くとも3時間程度とする。
- (5) 朝の運動部活動は、原則行わない。
- (6) 大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。

3-3. マネジメントについて

各部活動の活動時間等について、次に掲げる事項について特に留意する。

- (1) 校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等を精査するよう努めること。
- (2) 校長は、生徒及び部活動顧問の過度な負担とならないよう、活動時間、休養日の設定について適切に指導すること。
- (3) 校長は、各部活動の特性、生徒の心身の健康、部活動顧問の負担等を総合的に判断し、大会等に向けた活動期間を定めること。